



日本・ロシア 難病に関する共同研究プロジェクト
2018年度（平成30年度）募集要項

2017年10月
一般財団法人難病治療研究振興財団

1 趣旨

一般財団法人難病治療研究振興財団（Japan Medical Research Foundation, 以下 JMRF）とロシア基礎科学財団（Russian Foundation for Basic Research, 以下 RFBR）との間で締結された難病研究事業に関する協力の合意に基づき、我が国の研究者がロシアの研究者と共同で行う研究プロジェクトを公募し、研究実施に要する経費を助成いたします。

2 共同研究プロジェクト

2.1 募集分野

今回の募集は難病に関する以下の分野の医学研究プロジェクトです。

- ・ 神経科学
- ・ 免疫学及びリウマチ学
- ・ 環境医学
- ・ 再生医療及び変性疾患

2.2 要件

対象となる共同研究プロジェクトは以下の要件を満たしている必要があります。

- ・ 共同研究プロジェクトは両国間で確立された研究グループで行われること。
- ・ 国内のグループリーダー（研究責任者）は其々の国の研究機関あるいは大学等の教育機関の常勤の職員であること。
- ・ プロジェクトの研究期間は最長3年とすること。

3 プロジェクトに対する助成

助成は両国で承認された共同プロジェクトの国内の研究責任者に対して行われ、承認された予算毎に、其々の国の対応機関（JMRF 及び RFBR）の基準に基づき支払われます。

4 申請

4.1 留意事項

一国のみの研究責任者から提出された申請書は受理できません。プロジェクトの申請前に双方の研究パートナーが連絡を取り合って申請書を作成し、其々の国の対応機関に申請する必要があります。

4.2 申請書類

4.2.1 申請書（様式1）

4.2.2 研究の要旨（様式2）：1ページ以内で、日本語及び英語の両方が必要。



4.2.3 研究計画書（参考様式1）：15 ページ以内で以下の内容を含む。

- ・ 相手国との共同研究の意義
- ・ 共同研究の計画：業務の分担及び実施方法
- ・ 双方のパートナーの責務
- ・ 収支予算書の概要（予算書を添付）
- ・ 研究者のトレーニング，研究環境の開発におけるプロジェクトの重要性
- ・ プロジェクトの期待される成果：科学的成果，産業及び社会的成果
- ・ 共同研究プロジェクトの基礎となる日本とロシア其々のグループで進行中の研究及び優位性
- ・ 日本とロシアの長期にわたる研究協力の強化への貢献

4.2.4 研究責任者の履歴書（様式3）：以下の内容を含む。日本語及び英語の両方が必要。

- ・ 教育（卒業，研修）に関する基礎的情報
- ・ 過去および現在の職位
- ・ 所属する関連組織及び学会

4.2.5 研究責任者の論文，著作のリスト（様式1に含む）：5 報以内。共同研究プロジェクトの課題に関係するもの。

5 予定表

共同研究プロジェクトの公募から終了までの予定は以下のとおりです。

- ・ 公募開始：2017年11月1日
- ・ 申請の期限：2017年12月18日
- ・ 両国の申請リストの交換：2017年12月22日
- ・ 審査結果の交換と採択の決定：2018年3月05日
- ・ 共同プロジェクトの開始：2018年4月2日
- ・ 中間報告書の提出：2019年（2020年）1月31日
- ・ 最終報告書の提出及びプロジェクトの終了：2019年（2020年，2021年）1月31日

6 審査基準

審査及び評価は以下の基準に基づいて行います。

- ・ プロジェクトの科学的優位性/メリット
- ・ 専門的知識と技能の移転を通しての両国相互の研究の進歩への貢献
- ・ 若手研究者の参加と養成
- ・ プロジェクトを成功裏に完了するためのチームの能力

7 報告書の作成及び研究成果の公表

7.1 報告書の作成

両国の研究責任者は，共同研究プロジェクトチームを代表して，簡潔な中間報告書及び正式な最終報告書を両国の対応機関に提出しなければなりません。

7.2 共同会議

全てのチームリーダーは科学的な結果を発表し、プロジェクトに使われた時間と資金が無駄でなかったことを証明するために共同会議に招集されます。

7.3 研究成果の公表

本プログラムの研究成果の全部または一部を科学雑誌に投稿あるいは学会・研究会で発表する場合は、JMRF 及び RFBR による支援であることを明記してください。

8 その他

8.1 法令・指針等の順守

共同研究プロジェクトの実施においては臨床研究や動物実験に関する其々の国の法令及び指針等を遵守して実施することとします。我が国においては、以下の指針等に従うものとしますが、この限りではありません。

- ・ 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号，2017 年 4 月 14 日）
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（2014 年 12 月 22 日，2017 年 2 月 28 日一部改正，文部科学省，厚生労働省）
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス（2015 年 2 月 9 日，2015 年 3 月 31 日一部改訂，2017 年 3 月 8 日一部改訂，2017 年 5 月 29 日一部改訂，文部科学省，厚生労働省）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（2001 年 3 月 29 日，2004 年 12 月 28 日全部改正，2005 年 6 月 29 日一部改正，2008 年 12 月 1 日一部改正，2013 年 2 月 8 日全部改正，2014 年 11 月 25 日一部改正，2017 年 2 月 28 日一部改正，文部科学省，厚生労働省，経済産業省）
- ・ 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（2015 年 8 月 12 日，2017 年 4 月 7 日一部改正，厚生労働省）
- ・ 手術で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方（1998 年 12 月 16 日，厚生科学審議会答申）
- ・ 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（2006 年 6 月 1 日，2015 年 2 月 20 日一部改正，厚生労働省）
- ・ 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（2006 年 6 月 1 日，文部科学省）
- ・ 厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest : COI）の管理に関する指針（2008 年 3 月 31 日，2015 年 4 月 1 日一部改正，2017 年 2 月 23 日一部改正，厚生労働省）
- ・ ヘルシンキ宣言（2013 年 10 月，世界医師会フォルタレザ総会修正）

8.2 倫理委員会

共同研究プロジェクトの実施においては、必要に応じて所属する研究機関等の臨床研究倫理審査委員会或いは動物実験審査委員会において承認を得てください。

8.3 知的財産権の帰属



共同研究プロジェクトより生じた成果の知的財産化及び知的財産権の帰属に関しては、
双方の研究責任者が合議の上、あらかじめ規定してください。

以上

問合せ先

| | |
|--|---|
| 一般財団法人難病治療研究振興財団 中村郁朗 Japan Medical Research Foundation (JMRF) http://jmrf-nanbyou.org/index.html Mr.Ikuro Nakamura JMRF Secretary General E-mail: info@jmrf-nanbyou.org Tel: +813-3580-8532 Fax: +813 3580 8533 | ロシア基礎科学財団 Svetlana Kolchina Russian Foundation for Basic Research (RFBR) http://www.rfbr.ru/rffi/eng Mrs. Svetlana Kolchina Senior Expert of the International bilateral cooperation division E-mail: ksv@rfbr.ru Tel: +74999951604 Fax: +74959525579 |
|--|---|